

27 要求書

一 職首は絶対せざることを

○ 分離政策をなすこと

○ 賃金値下時間延長をせざることを

○ 二重賃銀の撤廃

五 八時間労働制の確立

六 賞與金倍額支給並に出勤に依る減額を寛大にすること

七 退職手当倍額支給並に限度撤廃

八 公務傷病者の生活保証

○ 公務病中使保給付外日給金額支給

○ 公務による不具となりたる者は生涯職首せざることを

○ 但し本人の希望による退職するものは最底一千円を支給すること

○ 公務傷病による死亡者に対しては遺族扶助料として最底五千円を支給すること

九 危険作業に特別手当支給

○ 原則として危険作業をせしめざることを 若し止むを得ざる場合は特別手当

○ 最底三分を支給すること

十 便所の徹底的改善

○ 保険料の三分の二を會社員負担とすること

○ 公務傷病者之従前通り優遇すること

○ 傷病手当金一時金給付の確立

○ 組合員退職者との公休とすること

○ 五選課費の方面委欠を認めること

○ 東電病院を健保組合に管理せしむること

○ 診療所を増設すること

○ 初任給額の即時実定並に給仕の初任給を一律以上にすること

○ 下級社員の特遇改善

○ 八十月以下の社員雇入に対し毎年定期に五月以上昇給すること

○ 備欠手当は雇入に業務したる者の退職手当は退職当時の資格に通算すること

○ 公休と二日支給すること

○ 深夜業手当を支給すること

○ 発電業務所の深夜勤務に於て三倍の手當を支給すること

○ 非常事態に於ては一日給の倍額を支給すること

○ 定員を充てずること

○ 合併會社従業員に差別待遇反対

○ 退職金の改善各業務の希望に依つて改善すること

○ 宿直料の公正を期すること

○ 中野營業所八王子出張所管内の宿直料を一律にすること